

<b>具体的な取組 内容</b>	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他   (   内容を記載した文書を全職員に通知し同意を得る   )
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。
	① 経験・技能のある介護福祉士の中でも能力・責任が違いため該当する役職(役職が高いほど能力・責任が高いと解釈)によって支給金額に差を設ける。 ② 介護職員の中で最も高い役職である管理補佐の年収が4,500,000円以上となるように支給金額を設定。 ③ リーダー・サブリーダーの役職の者及び当社にて勤続10年以上の者へは管理補佐に支給する平均金額の75%の金額を支給 ④ 役職についていない介護業務経験10年以上の者へは、取得した加算合計額より管理者補佐及びリーダー・サブリーダー、当社にて勤続10年以上の者へ支給する金額より差し引き、その金額を対象者の勤務延べ時間で除し、対象者個々の勤務時間を乗じた金額を支給する。 ⑤ 算出された金額の100の位以下については繰り上げる。 ⑥ 法定福利費を含む
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
(上記取組の開始時期)   令和   1   年   10   月   ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定   )	